



山百合

京洛会計だより

発行人
 税理士 大塚 俊 宏
 税理士 杉本 高 男
 税理士 林 剛 史
 事務所 〒604-8106
 京都市中京区御池通堺町東南角
 吉岡御池ビル902号
 TEL (075) 213-1944(代)
 FAX (075) 213-1946

● 7月の税務と労務 ●

- 国 税 / 6月分源泉所得税の納付 7月12日
- 国 税 / 納期の特例を受けた源泉所得税(1月~6月分)の納付 7月12日
- 国 税 / 所得税予定納税額の減額承認申請 7月15日
- 国 税 / 所得税予定納税額第1期分の納付 8月2日
- 国 税 / 5月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等)、11月決算法人の中間申告 8月2日
- 国 税 / 8月、11月、2月決算法人の消費税の中間申告 (年3回の場合) 8月2日
- 地方税 / 固定資産税(都市計画税)第2期分の納付 市町村の条例で定める日
- 労 務 / 社会保険の報酬月額算定基礎届 7月12日
- 労 務 / 労働保険料(概算・確定)申告書の提出・(全期・1期分)の納付 7月12日
- 労 務 / 障害者・高齢者雇用状況報告 7月15日
- 労 務 / 労働者死傷病報告(4月~6月分) 8月2日

7月 (文月) JULY
 19日・海の日

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

ワンポイント 租特透明化法の「適用額明細書」

企業の税負担を軽減させる特別償却や税額控除など、租税特別措置の適用実態を明らかにするため、平成22年度税制改正で、租税特別措置の適用を受ける企業に対して提出が義務付けられることになった書類。平成23年4月1日以後に終了する事業年度の法人税の申告から適用されます。

慰安旅行、専属下請け参加の場合の取扱い

Q 当社は製造業を営んでおり、当社の工場内では専属下請け先のA社が事業を行っています。当社では全従業員を対象とした4泊5日の海外慰安旅行を計画していますが、その際にA社の全従業員も参加させることを考えています。この海外慰安旅行に要する費用は当社が全額負担しますが、この場合、A社の全従業員にかかる旅行費用は交際費に該当するのでしょうか。

A 得意先などの従業員に対して、取引の謝礼などとして、旅行等に招待する費用は、原則として交際費として取り扱われます。しかし、実体として自己の従業員と同様の事情にある、いわゆる専属下請け先の従業員の慰安のため、運動会などに通常要す

る費用を負担した場合、その法人の負担額は業務委託費などとし、交際費には該当しないものとして取り扱われます。

また、慰安旅行にかかる所得税法上の取り扱いでは、次に示す一定の要件を満たすものであれば、海外慰安旅行であっても、参加者である従業員の経済的利益には、原則として課税しなくてもよいこととされています。

- ① 期間が4泊5日(現地の滞在日数)以内
- ② 旅行に参加する役員又は従業員の数が全従業員数(工場・支店単位でもよい)の50%以上

したがって、ご質問の海外旅行の場合、この一定の要件に該当するものであって、過大な費用がかからないものであれば、専属下請け先の従業員のためのものであっても、貴社の費用負担額は交際費などには該当せず、業務委託費などとして取り扱って差し支えないものと考えられます。

ゴルフコンペでのホールインワン達成記念品代

同業者団体などのゴルフコンペでのゴルフプレー費用について、その法人の業務の遂行上、必要なものであると認められる場合には、交際費として取り扱うこととされています。

そのため、ホールインワン達成の記念品購入費用についても、交際費として認められるのではないかと考えられがちです。

しかし、記念品を贈呈する行為は、ホールインワン達成者個人がその記念としてコンペ参加者に対して行うものであり、その行為は、私的行為と考えられます。

したがって、会社が負担するホールインワン達成の記念品購入費用は、その達成者個人に対する給与(賞与)として取り扱われることとなります。

死亡保険金・退職金は「みなし相続財産」

相続や遺贈等で得た財産ではなくても、実質的に同じであれば、法律上には相続や遺贈等によって得た財産とみなして相続税が課せられる場合があります。これが「みなし相続財産」です。死亡保険金や死亡退職金で、代表的なものです。

死亡保険金は、被相続人の死亡によって受け取る保険金で、被相続人が保険料を負担している場合、死亡退職金は、被相続人の死亡で相続人等に支払われた退職金です。死亡退職金も法定相続人一人当たり五〇〇万円まで非課税扱いになります。

たものであり、法定相続人一人当たり五〇〇万円まで非課税扱いになります。

ただし、非課税限度額適用は受取人が相続人である場合に限り受けられます。

死亡退職金は、被相続人の死亡で相続人等に支払われた退職金です。死亡退職金も法定相続人一人当たり五〇〇万円まで非課税扱いになります。

住宅取得等資金の贈与に係る 贈与税の特例措置の改正点

平成二十二年度税制改正では、住宅取得等資金の贈与に関して二つの改正が行われています。今回は、制度が改正されたことにより、今後の贈与に対する課税がどのように変わるのかを以下、整理してみます。

(1) 住宅取得等資金贈与の非課税特例の拡充

①改正前
経済危機対策関係の税制改正（平成二十一年六月二十六日公布）において、生前贈与の促進

により高齢者の資産を活用した需要の創出を図るため、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合で一定の要件を満たすときは、その期間を通じて五〇〇万円まで贈与税を課さないこととされています。また、この特例は、暦年課税又は相続時精算課税の従来の非課税枠に併せて適用できます。

なお、この特例は、平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間の贈与により取得する住宅取得等資金について適用されます（図表1



参照。
②改正後
経済対策のための時限措置として、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次のように改正されました。
ア 非課税限度額（改正前五〇〇万円）が次のように引き上げられました。
平成二十二年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者
一、五〇〇万円
（イ）平成二十三年中に住宅

図表1 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合（平成22年度税制改正前）

区分	贈与税の非課税枠	
	通常の場合	経済危機対策による住宅特例
暦年課税	基礎控除 110万円	基礎控除 非課税枠 110万円 + 500万円 = 610万円
相続時精算課税	特別控除 (住宅特別控除1,000万円を含む) 3,500万円	特別控除 (住宅特別控除1,000万円を含む) 非課税枠 3,500万円 + 500万円 = 4,000万円

取得等資金の贈与を受けた者
一、〇〇〇万円
イ 適用対象となる者が、贈与を受けた年の合計所得金額が二、〇〇〇万円以下の者に限定されました。
ウ 適用期限が、平成二十三年十二月三十一日（改正前は平成二十二年十二月三十一日）までの贈与とされました。
なお、この改正は、平成二十二年一月一日以後の贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用されます。

③経過措置

ア 平成二十一年中の贈与によりすでに制度の適用を受けた者が二十二年にも贈与を受けたときには、一、五〇〇万円までの金額（一、五〇〇万円から、すでに非課税の適用を受けた金額を控除した残額）を非課税とする経過措置を設けています。

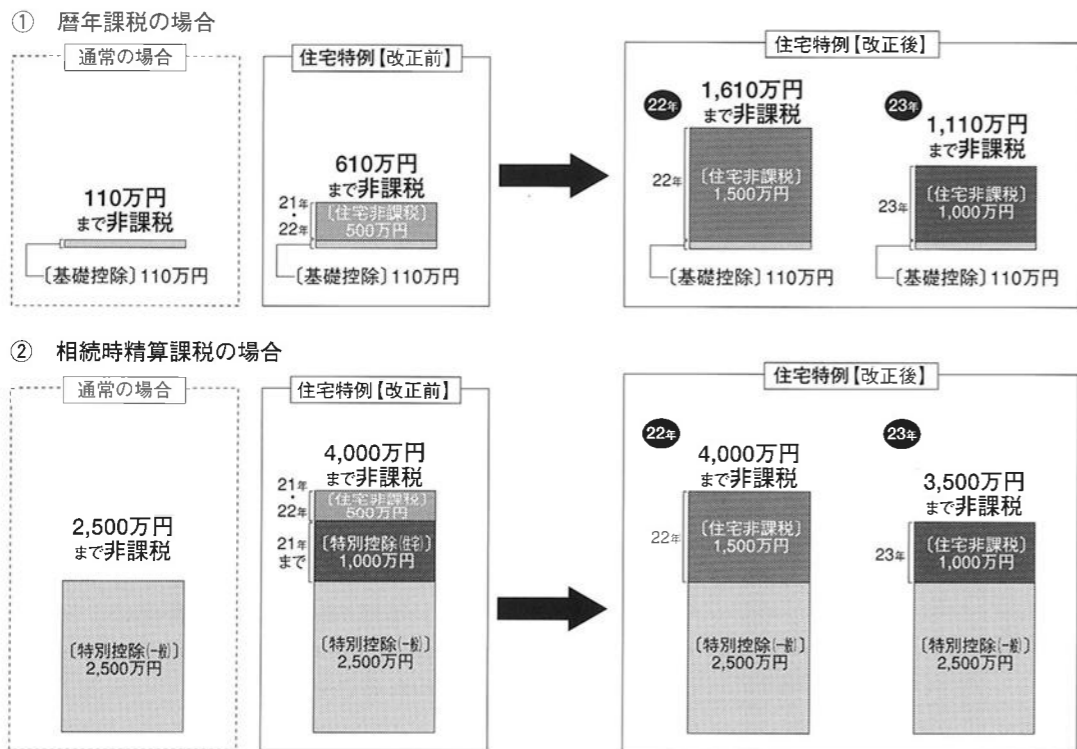
たとえば、二十一年に四〇〇万円を贈与により取得し非課税適用を受けていた場合、改正前は二十二年に繰り越せる限度額は五〇〇万円（四〇〇

(2) 相続時精算課税の住宅特例の廃止

〇万円）一〇〇万円まででしたが、経過措置により、一、五〇〇万円（四〇〇万円）一、一〇〇万円が、二十二年に繰り越せることになりました。
イ 平成二十二年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者については、改正前の制度と選択して適用できます。
つまり、合計所得金額が二、〇〇〇万円超の者であっても、改正前の制度を選択することにより、五〇〇万円までの贈与であれば非課税となります。

住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例について、一、〇〇〇万円の特別控除の上乗せが廃止され、年齢要件の特例（相続時精算課税制度の場合、贈与者である親には六五歳以上という年齢要件がありますが、住宅取得等資金の贈与に係る同制度の特例の場合には年齢制限がありません）の適用期限が平成二十三年十二月三十一日まで二年間延長されました。

図表2 住宅取得等資金の贈与に係る非課税



(注) 相続時精算課税の特別控除に係る財産は相続時に相続財産に合算されるが、非課税枠に係る財産は合算されない。